平成 26 年(ハ)第 1153 号 慰謝料請求事件原告被告

2015年1月19日

八王子簡易裁判所訴訟1係 御中

## 原告準備書面4

## 争点Bに係る被告吉田の欺罔行為

欺罔には、積極的欺罔(虚偽の事実の表示)と、消極的欺罔(真実を告げないこと)と がある。

欺罔行為、錯誤、錯誤に基づく処分行為、詐取という因果経過を辿ると、詐欺罪が成立する。

被告吉田は、2013年12月に訴外・巫召鴻から提供された吉田専用匿名掲示板を小川が登録・管理者とする"週刊相場情報掲示板"と偽り、インターネット公開した。 そしてハンドルネームを使い、あたかも一投稿者を装い、原告の個人情報流布をし続けた。

この目的・意図とするところ、応訴義務から逃げた被告吉田の送達先判明から、提訴された吉田は、開始される立川支部での口頭弁論に対して、訴訟妨害目的に原告への人格攻撃のツールとして活用した。

偽装管理者の小川には、自己掲示板の操作・管理の行使権は与えられておらず、掲示板への投稿の削除等は吉田か、或いは巫召鴻により為されている。

吉田が完勝した前訴事件の勝因との因果関係は、争点 A の有形偽造、争点 B のプロバイダ 責任制限法・強要罪、の認否から立証される。

敗訴すべき吉田が、支払い義務を逃れたのは、不法な利益を得たことになり、詐欺罪が成立する。10年以下の懲役で処罰される(刑法 246条)。

## 証拠方法 甲第20・21号証を提出する。

## 原告の証拠説明書

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
20	被告小川氏からの回答書 1月19日	写し	被告 小川	小川掲示板は他者に拠る登録で管 理も出来ないという事実
21	被告小川氏の告発に対し て警視庁からの返戻書 昨年4月3日	写し	警視庁	被告が小川掲示板閉鎖を求めて警 視庁に告発した事実。